

都市計画税の用途について

都市計画税は「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当します。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
1 款 町税	5 項 都市計 画税	1 目 都市計 画税	現年課税分	287,064
			滞納繰越分	2,722
計				289,786

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業	事業費	財源内訳			都市計画税 充当可能経費
					国県支出金	その他	一般財源	
8 款 土木費	4 項 都市計 画費	1 目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事務費	2,553			2,553	154
			都市整備課職員人件費	23,543	114	684	22,745	14,382
			都市整備課（事業費支弁）職員人件費	17,491			17,491	17,491
		2 目 街路事 業費	小渕江南線整備事業費	111,329	1,375	93,673	16,281	0
		3 目 公共下 水道費	公共下水道事業特別会計繰出金	339,707			339,707	318,884
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	61,725	12,680		49,045	49,045
1 2 款 公債費	1 項 公債費	1 目 元金	町債償還元金 （都市計画事業に係る 償還元金）	13,899			13,899	13,899
		2 目 利子	町債等償還利子 （都市計画事業に係る 償還利子）	350			350	350
計				570,597	14,169	94,357	462,071	414,205